

## 国保税の税制改正等の状況について

大津町国民健康保険

# 【国保税の税制改正等の状況について】

## （１）国保税の税制改正について（施行日：令和4年4月1日）

①未就学児に係る均等割の保険税を5割軽減

調定の影響額は、131世帯 187人 2,330千円軽減の見込み

国・地方の負担割合：国1/2、県1/4、町1/4

医療給付	後期高齢者支援	介護納付金	小計
1,850,000	480,000	0	2,330,000

②国保税の年間上限額を、3万円引き上げ（年額上限 99万円⇒102万円）

3万円の内訳：医療分2万円、後期支援分1万円

区分	限度額超過世帯数	現行の課税額	引き上げ後の課税額	影響額	影響上限額
医療保険分	70世帯	42,780,600	44,155,300	1,374,700	1,400,000
後期高齢者支援分	71世帯	13,094,000	13,776,400	682,400	710,000
計		55,874,600	57,931,700	2,057,100	2,110,000

## (2) 保険料水準の統一・保険税率の見直しについて

### 【熊本県の動向（検討中）】

R6年度 保険料水準の統一時期を改めて判断

R9年度 保険料水準の統一（①納付金・標準保険料算定ベース）

R12年度 保険料水準の統一（②実際のベース）

### 【大津町の動向】

- ・平成23年度から10年間、国保税率は据え置き
- ・団塊の世代の多くが70代となり、少子高齢化の急速な進展や医療費の高度化に伴い、医療費の給付費が年々増加傾向にある
- ・国保税で医療費の上昇がカバーできない場合には、基金（約3,500万円）繰越金（約1億7,000万円）を財源に運営を行っているが、コロナ禍により、国保税の収納率の確保が難しいこともあり、今後、国保税率の見直しが必要

#### ◆国民健康保険税の税率（令和4年度）

	所得割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	限度額(円) (引上前)	限度額(円) (引上後)
医療	8.0%	25,000	27,100	630,000	650,000
支援	2.5%	6,500	7,000	190,000	200,000
介護 (40歳～64歳)	1.7%	6,400	9,100	170,000	170,000
小計	12.2%	37,900	43,200	990,000	1,020,000